

顔認証マイナンバーカード

概要

- ・ 暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定した「**顔認証マイナンバーカード**」を導入

※実印相当の効力を持つ署名用電子証明書は、暗証番号（6～16桁）の入力を顔認証又は目視で代替できないため搭載しない。

- ・ 希望する者を対象とし、本人又は代理人が市町村窓口で手続(※)を行う。
※カードの申請・交付のための来庁時に併せて実施。カードを取得済みの方については随時実施。
- ・ 通常カードから顔認証カード、顔認証カードから通常カードいずれの設定の切り替えも可能(即日対応)
- ・ 医療機関等において外見上区別できるよう、カードの追記欄に「顔認証」と記載
- ・ 11月末から受付開始予定

顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

○利用できるサービス

- ・ 健康保険証としての利用。顔認証又は目視により確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認のほか、本人の同意により特定健診等の情報や診療/薬剤情報の閲覧が可能(※)。

※公的個人認証法上、利用者証明用電子証明書の利用時に顔認証又は目視により本人確認を行うためには主務大臣の認可が必要。現在、この認可を受けている者はオンライン資格確認を実施している社会保険診療報酬支払基金のみ。

- ・ 券面の顔写真や記載事項(4情報等)を用いた本人確認書類としての利用。

×利用できないサービス

- ・ マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付、その他のオンライン手続など、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できない。